

参照条文集

地方自治法（抄）

国有財産法（抄）

B市役所講堂使用規則（抄）

（試験時間中に、この条文を適宜参照してよい。）

◎参照条文（抜粋）

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一～五（略）

六 財産を取得し、管理し、及び処分すること。

七 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

八・九（略）

（公有財産の範囲及び分類）

第二百三十八条（略）

2（略）

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～4（略）

5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。

6（略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8（略）

9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五（略）

2・3（略）

4 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、普通地方公共団体の長は、その契約を解除することができる。

5 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につきその補償を求めることができる。

6～9（略）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

○国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）

（国有財産の分類及び種類）

第三条 国有財産は、行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、次に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 国において国の事務、事業又はその職員（国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第十七号）第二条第二号の職員をいう。）の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共用財産 国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定したもの

三・四 （略）

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいう。

（処分等の制限）

第十八条 （略）

255 （略）

6 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

7・8 （略）

（準用規定）

第十九条 第二十一条から第二十五条まで（…）の規定は、…同条第六項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

※ 「同条第六項」とは、第十八条第六項を指す。

（貸付契約の解除）

第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に国又は公共団体において公用又は公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これによつて生じた損失につき当該財産を所管する各省各庁の長に対し、その補償を求めることができる。

○B 市役所講堂使用規則

（使用の範囲）

第二条 講堂は、市民の集会その他各種行事を行う者に対して、市行政遂行に支障のない範囲において使用させるものとする。

（利用の制限）

第三条 講堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を許可しない。

一 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。

二 営利を目的とすると認めるとき。

三 管理上支障があると認めるとき。

四 その他市長が不相当と認めるとき。

（使用の許可の取消し）

第五条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

一 この規則又はこれに基づく指示に違反したとき。

二 第三条各号のいずれかに該当するとき。

2 市長において緊急やむを得ない行政目的に使用する必要が生じたときは、使用の許可を取り消すことができる。